

やまぐち安心飲食店認証制度実施要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、飲食店における新型コロナウイルス対策の実施状況について、県が認証する制度を創設することにより、感染防止対策の充実を図るとともに、県民がより安心して飲食店を利用できる環境づくりを推進することを目的とする。

(対象)

第2条 認証の対象は、山口県内に所在する店舗であって、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に規定する許可（食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）の施行前の食品衛生法第52条第1項に規定する許可を含む。）を受けて飲食店営業又は喫茶店営業等を営業していること。
- (2) 専用又は他店舗と共用の屋内客席において飲食させる営業を行っていること。

(認証基準)

第3条 知事は、事業者が対象店舗において取り組むべき感染防止対策に係る基準（以下「認証基準」という。）を定めるものとする。

第2章 認証等

(申請)

第4条 認証を受けようとする事業者は、対象店舗ごとに、申請書（様式第1号）を書面又は電磁的方法（電子申請）により、知事に提出するものとする。

(認証等)

第5条 前条の規定により認証の申請があったときは、知事は、提出された書類を確認するとともに、現地確認を行うこと等により、申請の内容を審査するものとする。

- 2 知事は、前項の申請が認証基準に適合していると認めたときは、当該申請に係る対象店舗について認証するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により認証したときは、当該認証に係る対象事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、認証した旨を通知するとともに、認証した旨を表象する認証ポスター及び認証ステッカー（以下「認証ポスター等」という。）を交付するものとする。
- 4 知事は、第1項の申請が認証基準に適合していないと認めたときは、当該申請に係る対象事業者に対し、認証基準に適合するよう助言等を行うものとする。

(認証ポスターの利用等)

第6条 認証事業者は、認証を取得した店舗（以下「認証店舗」という。）において認証ポスター等を利用（当該認証店舗の利用者の見やすい場所に認証ポスター等を掲げることをいう。以下同じ。）するとともに、その広告物等において「やまぐち安心飲食店」の名称を使用することができるものとする。

2 認証事業者は、認証兼応援金給付決定通知書（以下「決定通知書」という。）又は認証ポスター等を紛失、破損又は汚損したときは、再交付申請書（様式第2号）を書面により、知事に提出するものとする。

3 前項の規定により再交付申請書の提出があったときは、知事は、決定通知書又は認証ポスター等を再交付するものとする。

(認証店舗の周知)

第7条 知事は、認証店舗の名称等についてホームページで公表し、広く周知するものとする。

(変更の報告)

第8条 認証事業者は、前条の規定により公表されている内容に変更が生じたときは、遅滞なく、変更届出書（様式第3号）を書面により、知事に提出するものとする。

2 前項の規定により変更届出書の提出があったときは、知事は、ホームページの公表内容を修正するものとする。

(調査等)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、その職員等をして、認証店舗を調査し、認証に係る感染防止対策の実施状況を確認させ、報告を行わせることができるものとする。

(認証事業者の責務)

第10条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 認証に係る感染防止対策を誠実に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること。

(2) 認証ポスター等の適正な使用及び管理を行うこと。

(3) 知事が行う認証店舗に係る調査に協力すること。

(4) 営業時間の短縮や休業の要請など、県等が行う施策に協力すること。

(認証の辞退)

第11条 認証事業者は、その認証店舗を廃止するとき、又は認証店舗が認証基準を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、認証辞退申出書（様式第4号）を書面により、知事に提出するものとする。

2 前項の申出をした対象事業者は、遅滞なく、認証ポスター等の利用をやめ、及びこれを廃棄し、並びに「やまぐち安心飲食店」の名称の使用をやめなければならない。

(認証の取消し)

第12条 知事は、認証店舗が認証の要件を満たさなくなったことを確認したときは、当該認証事業者に対して改善を要請し、又は認証を取り消すことができるものとする。

2 知事は、前項の規定により認証を取り消したときは、当該対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅滞なく、認証ポスター等の利用をやめ、及びこれを廃棄し、並びに「やまぐち安心飲食店」の名称の使用をやめなければならない。

第3章 感染症発生時の措置

(患者発生に係る情報の提供)

第13条 認証店舗の従業員又は利用者のうちから新型コロナウイルス感染症の患者が発生したとき（以下「患者発生時」という。）は、知事は、保健所長から店舗の名称等の情報提供を受けることができるものとする。

(認証の効力の一時停止)

第14条 患者発生時は、知事は、その認証施設を媒介とする感染拡大の危険性があると判断（保健所の指導助言その他の合理的な根拠に基づくものに限る。）したときは、当該店舗における認証の効力を一時停止し、その旨を当該認証事業者に通知するものとする。この場合においては、認証事業者は、直ちに、認証ポスター等の利用及び「やまぐち安心飲食店」の名称の使用をやめなければならない。

(認証の効力の回復)

第15条 患者発生時において、その原因が認証に係る感染防止対策の実施を怠ったことによるものでないこと又は認証事業者若しくはその従業員の故意若しくは過失によるものでないことが明らかとなった場合は、当該認証事業者は、その認証店舗を媒介とする感染拡大の危険性がなくなったと判断（保健所の指導助言その他の合理的な根拠に基づくものに限る。）できた時から、認証ポスター等の利用及び「やまぐち安心飲食店」の名称の使用を再開することができるものとする。

2 前項の規定により認証ポスター等の利用等を再開しようとする認証事業者は、あらかじめ、事業再開届出書（様式第5号）を書面により、知事に提出するものとする。

(不遵守の場合の取消し)

第16条 患者発生時において、その原因が認証に係る感染防止対策の実施を怠ったこと又は認証事業者若しくはその従業員の故意若しくは過失によるものであることが明らかになったときは、知事は、直ちにその認証を取り消し、その旨を当該対象事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅滞なく、認証ポスター等

を廃棄しなければならないものとし、かつ、当該店舗について、新たな認証の申請を行うことができないものとする。

第4章 まん延の防止に関する措置との関係

第17条 第2章の規定にかかわらず、次のいずれにも該当するときは、知事は、認証の申請の受付を停止し、及び既に付与した認証の効力を一時停止することができる。

- (1) 山口県の区域内において新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置又は第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置が実施されているとき。
- (2) 前号の措置に係る感染症のまん延の状況を勘案して、知事が、新たな認証を行うこと及び認証の効力を維持することが適当でないとき。

第5章 雑 則

(免責)

第18条 県は、対象事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消されたこと若しくはその効力を停止されたこと又は認証店舗において感染症が発生したことによって、対象事業者又は対象店舗の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年8月13日から施行する。

(制度の終了等)

- 2 この要綱に基づく認証制度については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了その他の見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年8月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年11月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月24日から施行する。

様式第2号

やまぐち安心飲食店認証制度 決定通知書・認証ポスター等再交付申請書

令和 年 月 日

山口県知事 様

やまぐち安心飲食店認証制度実施要綱第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり再交付を申請します。

申請者 (営業者)	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の役職・氏名)
	住所 (法人にあっては、本店・主たる事務所の所在地) 〒
	メールアドレス:

記

認証番号	
店舗の名称 (屋号)	
店舗の所在地	
再交付希望	<input type="checkbox"/> 決定通知書 <input type="checkbox"/> 認証ポスター <input type="checkbox"/> 認証ステッカー
再交付理由	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 汚損

(留意事項)

- 1 破損又は汚損した決定通知書又はポスター等は、再交付を受けた後に廃棄すること
- 2 再交付を受けた後に、紛失していた決定通知書又はポスター等を発見した場合は、発見した決定通知書又はポスター等を廃棄すること

やまぐち安心飲食店認証制度 変更届出書

令和 年 月 日

山口県知事 様

やまぐち安心飲食店認証制度実施要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり届出します。

申請者 (営業者)	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の役職・氏名）
	住所（法人にあつては、本店・主たる事務所の所在地） 〒
	メールアドレス：

記

認証番号	
店舗の名称 (屋号)	
店舗の所在地	
変更事項	<input type="checkbox"/> 認証店舗の名称 <input type="checkbox"/> 店舗のURL <input type="checkbox"/> 業種 <input type="checkbox"/> テイクアウト対応 <input type="checkbox"/> 営業時間 <input type="checkbox"/> デリバリー対応 <input type="checkbox"/> 定休日 <input type="checkbox"/> 店舗の電話番号
変更前	
変更後	

(留意事項)

認証店舗の名称の変更については、変更後欄の認証店舗の名称にフリガナを併記すること

様式第4号

やまぐち安心飲食店認証制度 認証辞退申出書

令和 年 月 日

山口県知事 様

やまぐち安心飲食店認証制度実施要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり認証の辞退を申し出ます。

申請者 (営業者)	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の役職・氏名）
	住所（法人にあっては、本店・主たる事務所の所在地） 〒
	メールアドレス：

記

認証番号	
店舗の名称 (屋号)	
店舗の 所在地	
辞退年月日	年 月 日
辞退の理由	

様式第5号

やまぐち安心飲食店認証制度 事業再開届出書

令和 年 月 日

山口県知事 様

令和 年 月 日付けで認証の一時停止を受けた下記の店舗について、認証ポスター等の利用等を再開したいので、やまぐち安心飲食店認証制度実施要綱第15条第2項の規定に基づき、下記のとおり届出します。

申請者 (営 業 者)	氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の役職・氏名)
	住所 (法人にあつては、本店・主たる事務所の所在地) 〒
	メールアドレス:

記

認 証 番 号	
店 舗 の 名 称 (屋 号)	
店 舗 の 所 在 地	
再 開 の 理 由	
再 開 予 定 日	令和 年 月 日